

政務調査費調査等報告書

1 事業名

東成瀬村「市町村設置型浄化槽整備事業」視察

- ・ 視察日 平成21年1月19日
- ・ 会場 東成瀬村防災情報センター会議室

2 事業内容

- ①東成瀬村生活排水処理事業の経緯
  - ②東成瀬村生活排水処理事業基本計画
  - ③「市町村設置型浄化槽整備事業」の取組内容
- \*別添資料①-1~5

3 成果

生活排水処理は、福島町の課題であり、過去の経緯を踏まえて新たな対応を早急に示す必要がある。浄化槽協会の勉強会で紹介があった東成瀬村は、「公共下水道」、「農業集落排水事業」等の検討を経て、村全体を「市町村設置型浄化槽整備事業」で整備し大きな成果を上げている。

転換成功の事由として次の点を強調していた。

- ①事業費の抑制
- ②地形(山間高低差)・集落(21)密集度
- ③工事期間の短縮
- ④維持管理の徹底

改修費補助として「3分の1の村単独補助」、「整備資金の融資斡旋・利子補給」、「維持管理費3分の1補助」を実施、「重点実施区域方式」での整備で順調に進捗し、平成27年の目標年度を繰り上げ、21年度で区切りをつけることができるとの説明であった。

秋田県の一級河川である雄物川の源流となる成瀬川が村の中心を流れており、穀倉地帯の水源地を「汚してはならない」という環境に対する意識が非常に高いことがわかった。個別処理浄化槽の難点である各家庭の維持管理も徹底されており、利用者マナーも良く現時点でのトラブルは無いとのことであった。

「EM菌ぼかし」を無償配布しており、汚泥の削減、排水の浄化に効果があると話していました。

以上の点から、福島町における生活排水処理の対策としては、「市町村設置型浄化槽整備事業」を中心に計画を推進すべきであると確信いたしました。

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。  
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

## 政務調査費調査等報告書

### 1 事業名

公開フォーラム

「今考えよう、自治体の明日のかたち」

- ・ 開催日 平成20年12月21日
- ・ 会場 北海道自治労会館
- ・ 主催 政策提言自治体会議

### 2 事業内容

① 講演「基礎自治体を取りまく情勢」

小西左千夫（関西学院大学教授）

② 報告「小さな自治体のあり方の提言に向けて」

加藤紀孝（ニセコ町）

③ パネルディスカッション「小さな自治体の明日のかたち」

パネラー 加藤主税（総務省自治行政局市町村課理事官）  
嶋田浩彦（南幌町）・都築岳司（奈井江町）  
加藤紀孝（ニセコ町）

司会進行 小林生吉（中頓別町）

\*別添資料②-1~5

### 3 成果

合併新法の期限を見据えて、定住自立圏構想が示され、西尾私案をベースにした小規模自治体に対する「特例町村制度」は、現実味を帯びて来ている。小規模自治体での事務配分と規模のギャップは、規模の拡大(合併)だけでなく、事務配分の見直しでも可能であるとする考え方が、今回のシンポジウムの根底にあると感じました。「合併の検証」を踏まえて、住民への適切な行政サービスができる安定した行財政基盤を持つ「基礎自治体のあり方」が問われることとなります。脆弱な状況を打破する「気力も体力」も薄れている地方自治体に真の「地方政府」は、望むべくも無く、その意味からも、このプロジェクトに参画している自治体職員の意欲に感謝の気持ちを込めて敬意を表したい。

「小さな自治体のあり方(3タイプの町村)」提言についても、充分検討に値するものであり、当町(議会)としても早急に検討しなければと思います。両基本条例が施行されましたし、総合計画検討の時期ですから町民の参画を得て、将来を展望する議論を深めていかなければとの思いを強くしました。

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。  
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

様式第3号(第9条第1項関係)

政務調査費調査等報告書

1 事業名

シンポジウム：「議員力を考える」

- ・ 開催日 平成21年1月25日
- ・ 会場 法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎
- ・ 主催 LLP議員力検定協会

2 事業内容

①議員力検定先行試験

解説 江藤俊昭（山梨学院大学教授）

②パネルディスカッション

基調講演 廣瀬克哉（法政大学教授）

パネラー 北川正泰（早稲田大学大学院教授）

後藤千恵（NHK解説委員）

青山彰久（読売新聞編集委員）

坪井ゆづる（朝日新聞編集委員）

宮台真司（首都大学東京教授）

新川達郎（同志社大学大学院教授）

\*別添資料③-1~4

3 成果

「議員は必要なのか?」「町議会がなくなって困りますか?」と問われて質問にきちっと答えられる町民は、どれだけいるのでしょうか。「報酬を下げろ」「定数を減らせ」「無くしてしまえ」との声もある。「見えない議会」「活動が実感できない」状況は、並大抵の努力では払拭できない。

共同代表の廣瀬克哉先生は、「原点に戻って基本から再確認することが必要ではないか」、議員が持たなければならない「力」、優れた議員を見出す有権者の「力」、社会全体が、その「力」を強めていくことが必要なのではないか。とっております。

議会制民主主義では、「選ぶ側」と「選ばれる側」の役割分担として、ガバナビリティ(統治能力)が備わっていなければ、基本的な機能を発揮できません。能力があるのか、無いのか、考える手がかりとして「議員力」や「市民力」への問いかけがある。(共同代表 新川達郎)

「議員力検定」は、それぞれの資質向上のためにも必要と感じました。

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。  
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

様式第3号(第9条第1項関係)

政務調査費調査等報告書

1 事業名

「調査研究」用資料購入  
・参考図書購入

2 事業内容

- ①「平成大合併の政治学」  
福島大学教授 今井 照 著 (公人社)  
1冊 2,940円
- ②「自治体法務研究・春夏秋冬号」(ぎょうせい)  
4冊 4,800円

---

計 5冊 7,740円

3 成果

議員活動の参考として活用

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。  
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

# 北海道福島町議会行政視察研修資料

平成21年1月19日

東 成 瀬 村

## 東成瀬村生活排水処理事業の経緯

- 平成5年度 「東成瀬村下水道整備構想」策定  
 ・農業集落排水事業（8処理区）着手予定年度〔平成8年度～平成24年度〕  
 ・個別処理（合併処理浄化槽）約120世帯（436人）
- 平成6年度 「特定生活排水処理事業」（個別処理の市町村設置型制度開始）の検討  
 ・事業内容の検討
- 平成7年度 「公共下水道」の県代行制度の検討  
 ・事業内容の検討
- 平成8年度 「公共下水道」の県代行制度  
 「農業集落排水事業」  
 「特定生活排水処理事業」及び「個人型合併処理浄化槽設置事業」  
 ・全部の事業内容の検討
- 平成9年度 「農業集落排水事業」  
 「特定生活排水処理事業」及び「個人型合併処理浄化槽設置事業」  
 ・上記2事業で比較検討
- 平成10年度 「東成瀬村農業集落排水事業基本構想」策定  
 ・コンサルに委託し、事業費の概算提出 (61億程度)
- 平成11年度 「特定生活排水処理事業」で全域を平成13年度から実施予定  
 ・12月及び3月議会で首長が事業着手予定
- 平成12年度 「特定生活排水処理事業」事業計画書の作成  
 ・条例の設置 (12億)  
 ・制度の説明や助成制度などの地域説明会の開催  
 ・パンフレットの作成
- 平成13年度 「特定生活排水処理事業」事業着手  
 ・年間30～50基で事業期間は15年間

- 西瀬川  
 下流に本区あり

東成瀬村農業集落排水事業  
 集落 → 合併処理浄化槽

(12億)

東成瀬村農業集落排水事業

事業費の概算  
 ・ 61億程度  
 ・ 12億  
 ・ 15年  
 ・ 年間30～50基  
 ・ 15年間

## 年度別・区域別事業実施状況

## 設置地区・基数

吉田区 樋ノ沢 下田

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
重 点 地 区	樋ノ沢	下田～ 田子内(北)	田子内(南)	平良～ 肴沢・蛭川	岩井川～ 入道	手倉～ 楡山台	大字田子内	大字岩井川	大字椿川	
設 置 基 数	59	78	63	90	122	106	47	28		593

## 住民基本台帳人口・世帯

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
年 度 末 人 口	3,349	3,327	3,273	3,232	3,180	3,082	3,000	2,958		
年 度 末 世 帯 数	930	931	929	929	924	919	912	904		

## 処理人口・加入率

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
年 度 末 処 理 人 口	386	721	951	1,318	1,790	2,129	2,242	2,331		
年 度 末 処 理 世 帯	116	201	266	355	473	565	613	635		
加 入 率 (%)	11.53	21.67	29.06	40.78	56.29	69.08	74.73	78.80		
設 置 率 (%)	12.47	21.59	28.63	38.21	51.19	61.48	67.21	70.24		

## 浄化槽設置事業費

浄化槽設置事業費(平成13年度～平成21年度) (平成21年度は予定)

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
総 事 業 費	71,218,443	102,188,557	87,057,315	120,709,066	158,492,135	141,796,533	60,728,059	119,873,000		862,063,108

平成21年度は予定

## 合併処理浄化槽管理費と助成金

合併処理浄化槽管理費(下水道事業特別会計)

使用料収入

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
使 用 料	809,760	3,544,170	6,297,585	9,598,680	13,564,575	18,457,740	21,449,190	22,919,085		96,640,785

合併処理浄化槽の経費

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
保守点検委託料	643,692	3,877,650	7,809,900	11,668,650	16,916,550	23,039,100	27,524,385	29,327,025		120,806,952
手 数 料	649,000	858,000	965,000	1,847,050	2,598,150	2,974,850	3,086,200	3,496,400		217,447,737
計	1,292,692	4,735,650	8,774,900	13,515,700	19,514,700	26,013,950	30,610,585	32,823,425		338,254,689

各種助成金(一般会計)

合併処理浄化槽設置事業整備資金助成金 (平定事業) 改修 助成金

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
件 数	49	62	47	82	102	94	40	12		488
助 成 額	15,620,000	24,949,150	19,070,000	34,383,565	41,560,000	40,770,000	16,740,000	5,440,000		198,532,715
平均助成額	318,776	402,570	405,745	419,312	407,451	433,723	418,500	453,333		

融資あっせん(利子補給金)

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
件 数	49	29	14	40	34	40	16	5		227
利子補給金額	239,395	989,948	1,603,284	2,013,478	2,928,175	3,960,661	4,600,747	4,615,753		20,951,441

# 合併処理浄化槽設置工事に係る全体の概算事業費 (但し、限度額と最長期間の場合の事例)

→→→→→→→→→→ 国庫補助対象及び村助成対象分 ←←←←←←←←←←

全 体 経 費 (7人槽の場合: 160㎡以上の家屋)				
高度処理型合併処理浄化槽の設置費 (住民の負担分含む)			3, 267, 000円 (A+B)	
国庫補助対象 (標準事業費分)			村助成対象 (配管・排水・トイレ改修分、国庫補助対象増額分)	
1, 212, 000円…A			1, 800, 000円 (限度額) …B	
国 (1/3)	村	住民負担①	村 (1/3) ②	住民負担 (2/3) ③
	過疎債・下水道事業債 <i>1</i> <i>2</i>	〔分担金〕	〔改修費補助金〕	〔整備資金融資あつせん〕
404, 000円	698, 500円	109, 500円	600, 000円	1, 200, 000円
合併浄化槽本体分 (高度処理分含む)			住 民 の 限 度 額 分	

→→→→→→→→→→ 村が工事を発注します ←←←←←←←←←← 各家庭で発注します ←←←←←←←←←←

標準事業費

(1095.000) × 10% (住民負担)

- ① 分 担 金
- ・ 5人槽 93, 900円
  - ・ 7人槽 109, 500円 (121200)
  - ・ 10人槽 139, 200円

- ② 改修費補助金
- 村助成金 (1/3)  
限度額 60万円 (対象経費 180万円)

- ③ 融資あつせん
- 20万円以上120万円以下  
償還の最長期間 20年間

20年間での償還 (利子は村が補給)	
年平均の利子分 (村)	元 金 (村助成分の住民負担)
約18, 000円	年額60, 000円 (月額5, 000円)

(注) 住民の皆さんの負担については、各家庭で金融機関と契約を結ぶこととなります。借りた金額の利子を村が補給することとなります。

## 1年間に必要な維持管理費

7人槽の場合 約55,600円			
○法定清掃料(1回)	35,000円	○法定点検料(3回)	12,000円
○11条検査料(1回)	5,000円	○薬剤費(消耗品)	3,600円
村の助成(1/3)		住民の負担(2/3)	
約18,600円		約37,000円	



月額で村に納付(使用料)
3,150円(税込み)

## 年度別に必要な経費

年 度	工事費分	維持管理費分
1年目 (月額)	109,500円	使用開始翌月から毎月3,150円
2年目 ~	-	毎年 37,800円 (月額3,150円)

## ◇他に各家庭(住民)で負担しなければならないもの

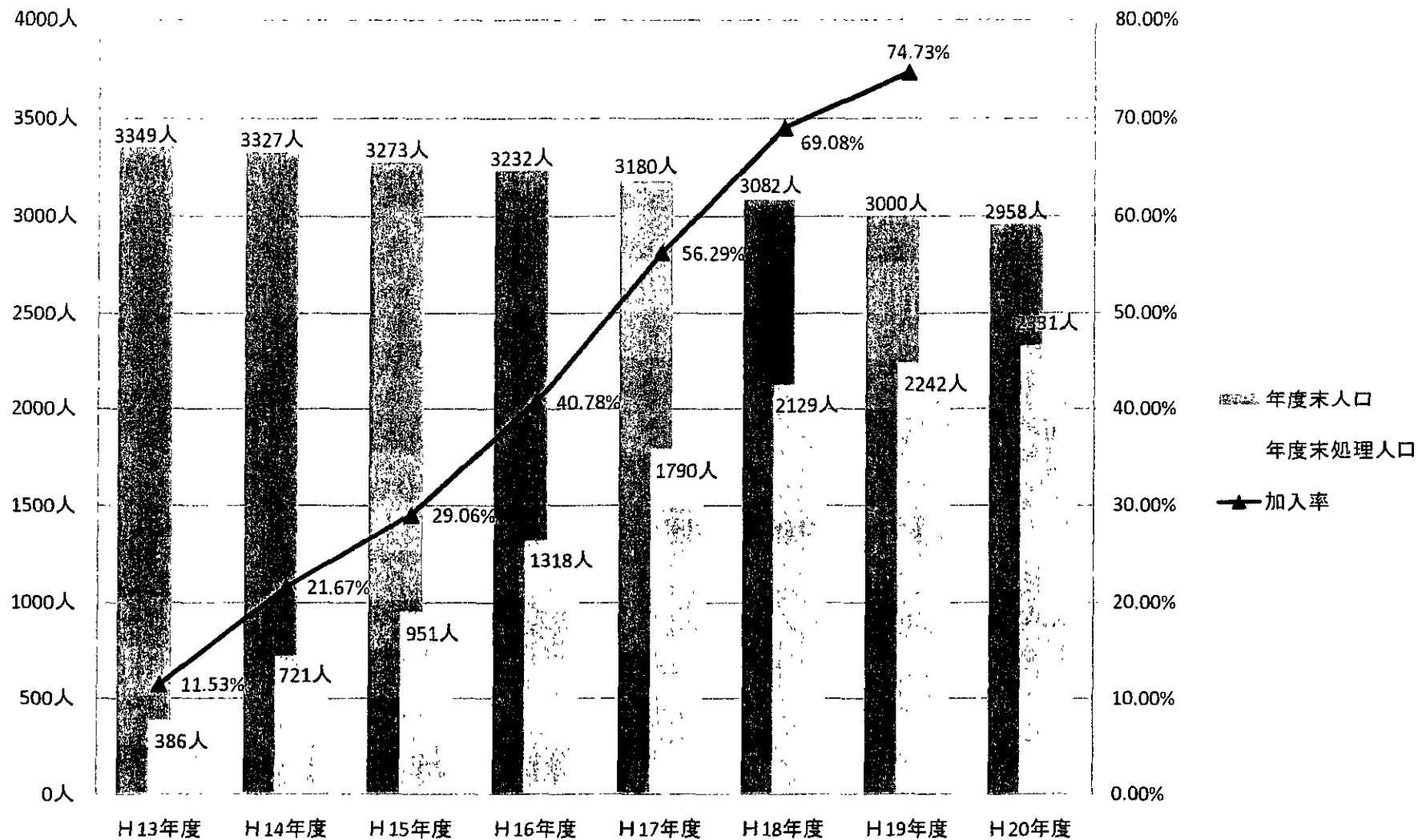
- (1) 浄化槽で使用する「電気料」や「水道料」は各家庭で支払っていただくことになります。  
(電気料は、年額5,000円~6,000円、水道料は1人1日当たり30ℓ~50ℓの水を使用しますので、年額で1人約2,000円になります。)
- (2) 浄化槽の使用については、設置時に説明をしますが、故障の原因となるような使用をした場合には、各家庭の責任で弁償していただくことになります。  
〔例：一番多いのが天ぷらなどの食用油の残りを流すこと。他にも汚れた油系(廃油)を流したり、農薬を流すなど〕  
(この場合、簡単な修理でも50,000円、部材の交換となると400,000円~500,000円もかかることになります。)
- (3) 村助成対象の工事費については、村の助成金(限度額600,000円)を受け取るため、水増し等不正な受給があった場合は、助成金の全額を返還していただくことになります。
- (4) 使用者(住民)の都合で、浄化槽を移動したり、撤去したりする場合も、各家庭で負担していただくことになります。

## ※その他

- ・ 浄化槽の大きさは、普通乗用車1台分になります。
- ・ 担当課については、「建設課」になります。



## 人口と加入率



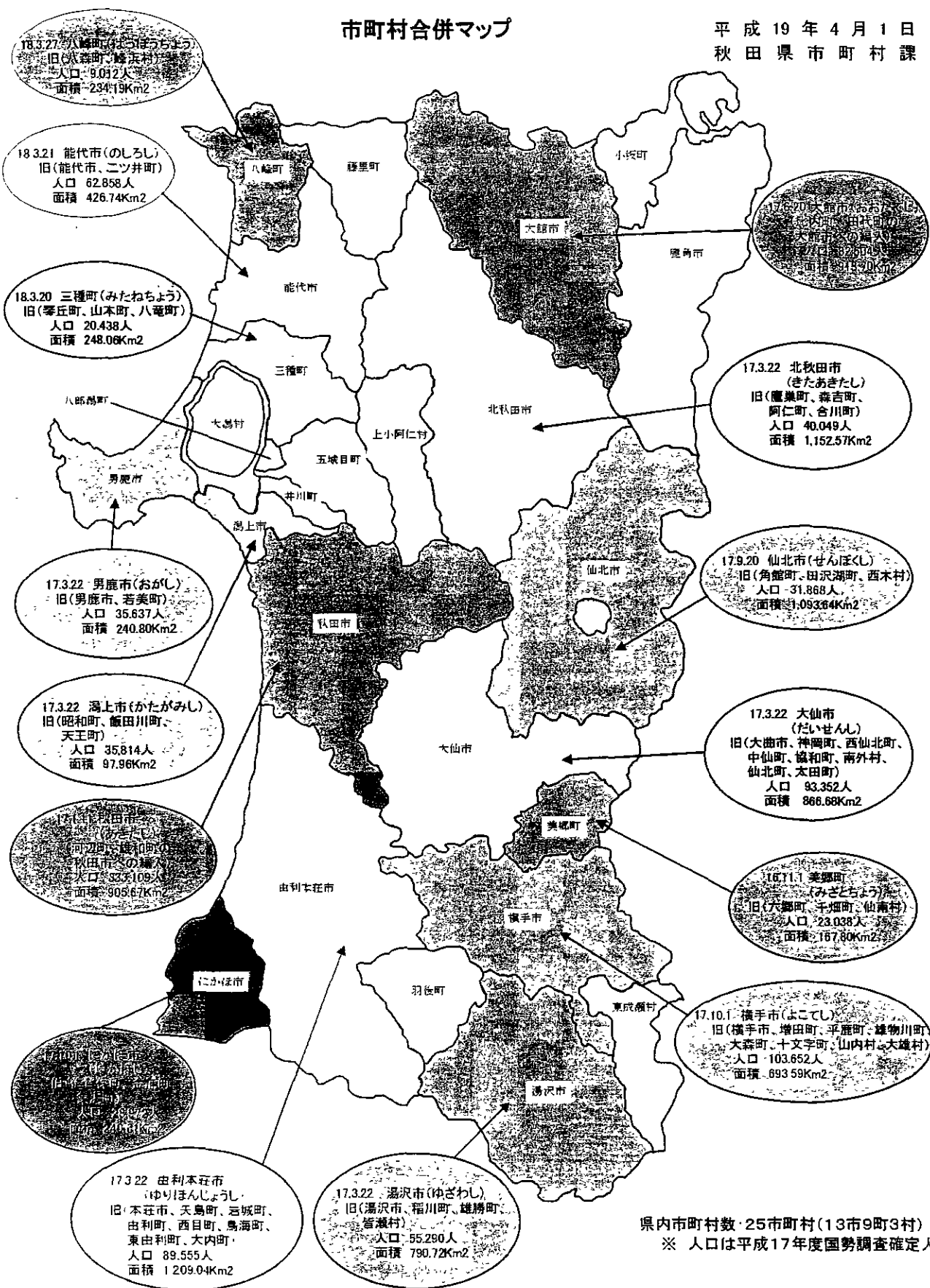
市町村別生活排水処理施設普及・水洗化状況（平成19年度末）

H20331 現在

No.	市町村名	公共下水道			農業集落排水			漁・林・簡易・小規模		集合処理施設 小計		合併処理浄化槽		生活排水処理施設合計		住民基本台帳人口(人) (H20.3.31)	普及率 %	水洗化率 %											
		処理人口 (人)	普及率 (%)	水洗化 人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 %	普及率 %	水洗化率 %	普及率 %	水洗化率 %	普及率 %	水洗化率 %	普及率 %	水洗化率 %															
1	秋田市	283,616	86.9	244,647	86.3	3	2	11,751	3.6	10,037	85.4	20	8	0	-	0	295,367	254,884	86.2	8,063	2.5	303,430	93.0	262,747	86.6	326,309	5	4	
2	能代市	23,514	37.7	14,827	63.1	17	13	270	0.4	270	100.0	22	1	0	-	0	23,784	15,097	63.5	11,361	18.2	35,145	56.4	26,458	75.3	62,355	21	12	
3	横手市	44,395	42.8	25,563	57.6	12	18	8,310	8.0	5,853	70.4	14	14	108	0.1	106	98.1	52,813	31,522	59.7	13,795	13.3	66,608	84.2	45,317	68.0	103,692	18	19
4	大館市	31,302	38.1	23,353	74.6	16	6	5,629	6.9	4,947	87.9	16	6	0	-	0	36,931	28,300	76.6	12,312	15.0	49,243	58.9	40,612	82.5	82,149	20	5	
5	男鹿市	18,263	53.1	11,160	61.1	11	15	1,669	4.9	1,219	73.0	18	13	1,139	3.3	471	41.4	21,071	12,850	61.0	1,752	5.1	22,823	66.3	14,602	64.0	34,410	16	21
6	湯沢市	15,237	28.0	7,753	50.9	22	20	3,372	6.2	1,759	52.2	17	20	0	-	0	18,609	9,512	51.1	10,336	19.0	28,945	53.1	19,848	68.6	54,513	22	17	
7	雄勝市	14,317	39.2	7,131	49.8	15	21	1,105	3.0	483	43.7	21	22	0	-	0	15,422	7,614	49.4	2,741	7.5	18,163	49.7	10,355	57.0	38,512	24	23	
8	由利本荘市	33,165	37.6	24,777	74.7	18	5	23,997	27.2	16,801	70.0	3	15	2,068	2.3	1,544	74.7	59,230	43,122	72.8	7,362	8.3	66,592	75.4	50,484	75.8	88,271	11	10
9	潟上市	28,536	80.1	21,216	74.3	4	7	3,077	8.6	2,404	78.1	12	12	0	-	0	31,613	23,620	74.7	610	1.7	32,223	90.4	24,230	75.2	35,836	6	13	
10	大館市	29,719	31.9	18,697	62.9	21	14	18,493	20.9	11,324	58.1	4	18	0	-	0	49,212	30,021	61.0	11,850	12.7	61,062	65.6	41,871	68.6	93,103	17	17	
11	北秋田市	15,307	39.4	9,171	59.9	14	16	7,318	18.8	6,343	86.7	7	7	0	-	0	22,625	15,514	68.6	4,466	11.5	27,091	69.7	19,980	73.8	38,879	14	16	
12	にかほ市	15,820	55.0	11,787	74.0	10	8	8,506	29.4	7,122	83.7	2	9	138	0.5	125	89.9	24,565	18,034	73.7	1,482	5.1	26,047	90.0	20,516	78.8	28,930	7	8
13	雄志市	10,138	32.2	5,485	54.1	20	19	4,737	15.1	3,008	63.5	9	17	185	0.6	104	56.2	15,080	8,588	57.1	4,488	14.3	19,548	62.2	13,086	66.9	31,437	19	20
14	小坂町	2,141	33.3	1,438	67.2	19	12	0	-	0	-	23	23	0	-	0	2,141	1,438	67.2	692	10.8	2,833	44.1	2,130	75.2	6,420	25	13	
15	上小阿仁村	1,230	41.1	959	78.0	13	4	1,380	46.1	1,369	99.2	1	2	0	-	0	2,610	2,328	89.2	270	9.0	2,880	98.1	2,598	90.2	2,986	4	3	
16	藤巻町	2,464	59.3	1,753	71.1	8	10	317	7.6	305	96.2	15	3	0	-	0	2,781	2,058	74.0	606	14.6	3,387	81.5	2,664	78.7	4,156	10	9	
17	三陸町	13,943	67.8	6,720	48.5	6	22	2,210	10.8	1,455	65.8	10	16	0	-	0	16,053	8,176	50.9	1,515	7.4	17,568	86.0	9,690	55.2	20,431	9	24	
18	八幡町	6,037	67.8	3,572	59.2	6	17	848	9.5	402	47.4	11	21	942	10.6	276	29.3	7,827	4,250	54.3	68	0.8	7,895	68.7	4,318	54.7	8,903	8	25
19	五城目町	6,792	58.9	4,810	70.8	9	11	543	4.7	427	78.6	19	11	0	-	0	7,335	5,237	71.4	737	6.4	8,072	70.0	5,974	74.0	11,537	13	15	
20	八郎潟町	6,118	88.1	4,482	73.4	2	9	585	8.4	556	95.0	13	4	0	-	0	6,703	5,048	75.3	73	1.1	6,776	97.6	5,121	75.6	6,942	3	11	
21	井川町	4,475	77.4	3,672	82.1	5	3	1,125	19.5	911	81.0	6	10	0	-	0	5,600	4,583	81.8	169	2.9	5,769	99.8	4,752	82.4	5,779	2	6	
22	大潟村	3,282	100.0	3,282	100.0	1	1	0	-	0	-	23	23	0	-	0	3,282	3,282	100.0	0	-	3,282	100.0	3,282	100.0	3,282	1	1	
23	舞臺町	4,408	19.2	1,905	43.2	24	23	4,816	20.9	4,397	91.3	4	5	0	-	0	9,224	6,302	68.3	6,442	28.0	15,666	68.1	12,744	81.3	23,014	15	7	
24	羽後町	4,050	22.3	1,353	33.4	23	24	2,828	15.6	1,614	57.1	8	19	0	-	0	6,878	2,967	43.1	2,400	13.2	9,278	51.1	5,367	57.8	18,167	23	22	
25	東成瀬村	0	-	0	-	25	25	0	-	0	-	23	23	0	-	0	0	0	0	2,193	73.1	2,193	73.1	2,193	100.0	3,000	12	1	
	県合計	618,259	54.7	459,523	74.3			113,886	10.1	83,007	72.9			4,581	0.4	2,625	57.3	738,736	545,156	74.0	105,763	9.4	842,519	74.5	650,939	77.3	1,130,823		

市町村合併マップ

平成 19 年 4 月 1 日  
秋 田 県 市 町 村 課



県内市町村数 25市町村(13市9町3村)  
※ 人口は平成17年度国勢調査確定人口

東成瀬村

# 合併処理浄化槽

設置事業のあらまし



事業の期間 / 平成13年度～平成21年度(9年間)

事業の地域 / 全村(但し、最初の6年間で全村を行政区単位で一週します)

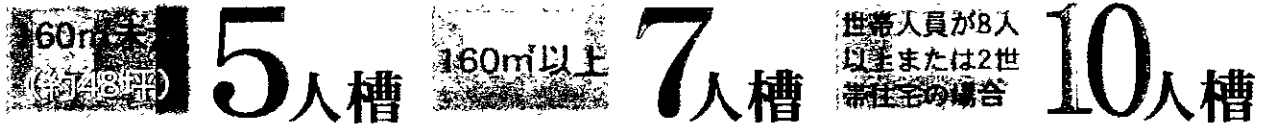
## 事業の特徴

- (1) 村が事業を行います
- (2) 村が維持管理を行います
- (3) 一番汚れを少なくする浄化槽を導入します
- (4) 村が自宅の改修にも助成します
- (5) 村が借入金の利子を補給します

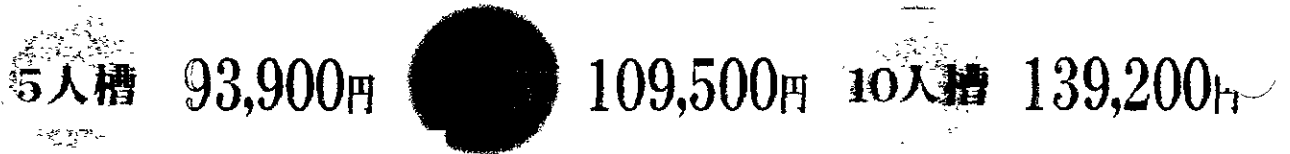


# 1 村が事業を行います 浄化槽市町村整備推進事業といえます。

●一般世帯の浄化槽の人数は「建築延べ面積」で決められます。



●浄化槽の設置に必要な分担金は、全体の1/10(1割)です。



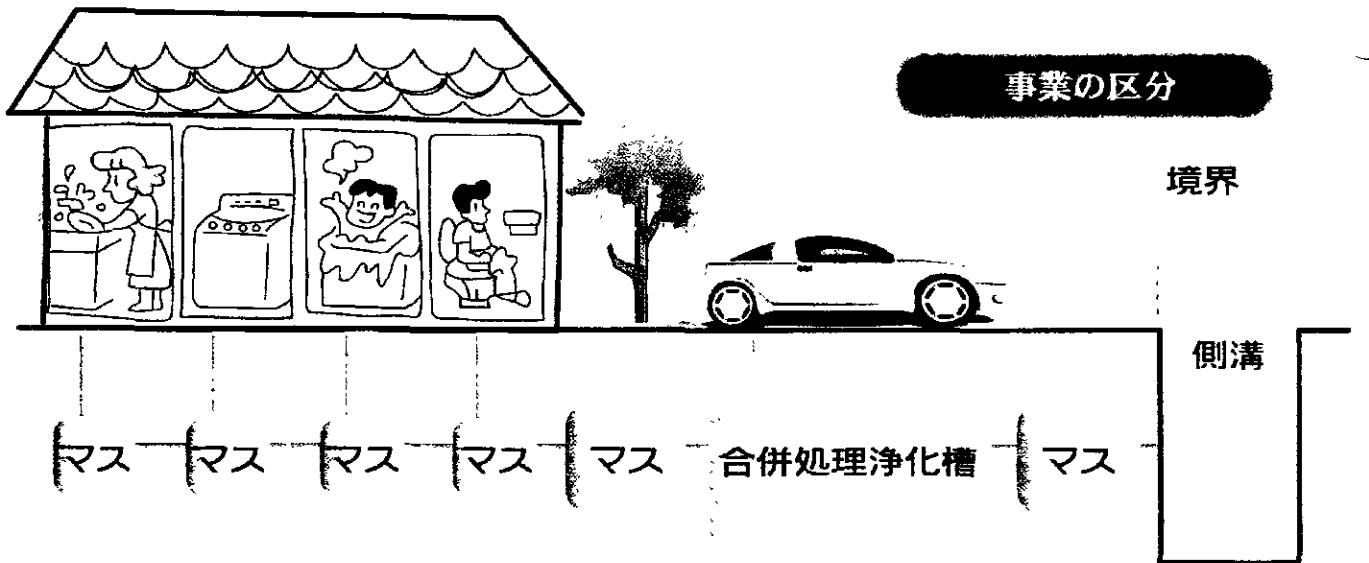
# 2 村が維持管理を行います 浄化槽を使用するのに必要な点検、清掃検査などを村が行います。

●浄化槽が設置された後は、村が維持管理業者と委託契約を締結し、必要な検査・点検・清掃などを行いますので、各家庭では使用料のみの負担となります。

毎月の使用料	
5人槽	2,310円
7人槽	3,150円
10人槽	3,990円

# 3 一番汚れを少なくする浄化槽を導入します 高度処理型と呼ばれる合併処理浄化槽を設置します。

- 高度処理型の合併処理浄化槽は、BODが10mg/ℓ以下の能力を有する機種をいいます。
- 高度処理型の合併処理浄化槽は、村が発注する工事に含まれます。



各世帯 図・図参考	村(付帯工事を除く) 分担金 図参考	各世帯 図・図参考	発注者 二重管等
--------------	-----------------------	--------------	-------------

## 4 村が自宅の改修にも助成します 自宅改修に最大で60万円の助成金があります。

●各世帯は、浄化槽を設置する際の改修工事費の3分の1(60万円以下)の助成が受けられます。  
【助成金の内訳】(対象経費の目安)

### 屋内改修

トイレの改修「水道の引込み工事含む」風呂・台所・洗濯場の配管に必要な改造や新設、電気工事など。

## 35万円以下

[対象経費105万円以下]

### 屋外改修

浄化槽本体の補強工事、浄化槽前後の配管工事及びマス設置工事、浄化槽設置場所にある支障物の撤去移転など。

## 15万円以下

[対象経費45万円以下]

### 物品の購入

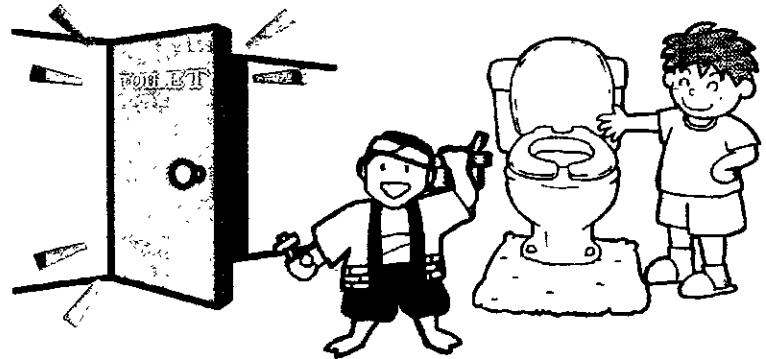
水洗トイレ機器、手洗い機器、手すり設置など。

## 10万円以下

[対象経費30万円以下]

この内訳の限りではありませんが、  
対象経費の限度額は、180万円です

## 合計 60万円以下



## 5 村が借入金の利子を補給します 改修工事費の借入金は無利子で元金のみ返済となります。

●各世帯は、改修工事費の助成金以外の借入金についても、村が利子を補給してくれるため、元金のみで済みます。

### 融資総額

## 20万円以上、120万円以下

### 毎月の返済額

## 元金均等払いの5,000円以上

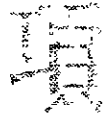
### 返済期間

## 20年以内(金融機関で異なる)

### 融資機関

- ●こまち農業協同組合 20年以内[ただし組合員の場合]
- ●秋田銀行 10年1ヶ月以内
- ●北都銀行 10年1ヶ月以内

# 事業の



## ◆優先基準について

### 1. 優先される地区（行政区）ごとの世帯

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
優先地区	滝ノ沢(上下)	下田・田子内北	田子内南	平良～青沢・蛸川	岩井川～入道	手倉～椋山台	大字田子内	大字岩井川	大字橋川

(但し、年度区分において計画設置基数に満たない場合は、次年度の優先地区から設置することもあります。)

### 2. 身体障害者手帳の所持世帯及び要介護または要支援認定世帯

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳を所持している方がいる世帯。
- (2) 介護保険法第27条または第32条の規定による要介護認定または要支援認定を受けている方がいる世帯。

※(1)・(2)に該当する世帯は、年度に関係なく申し込みますと優先されます。

### 3. 住宅の新築及び大規模改修する世帯

- (1) 新築する世帯
- (2) 建築確認申請を必要とする大規模改修をする世帯。但し、トイレ・風呂・台所など(いわゆる水回り部分)の改修のみは、該当になりません。

※(1)・(2)に該当する世帯は、合併処理浄化槽本体に係る部分(国庫補助対象部分)のみが事業対象となりますので、村の助成制度及び融資あっせん制度は該当になりません。

### 4. 民宿を含む「宿泊施設」及び「集会施設」

- (1) 「宿泊施設」(民宿含む)と「集会施設」については、人槽の算定基準がちがいますので、村とその都度協議することになります。
- (2) 「集会施設」については、公共性が強いので浄化槽設置に係る費用は村が負担します。

## ◆村の助成制度及び融資あっせん制度について

1. 対象経費及び対象経費総額を超えても、助成金はそれぞれの範囲内となります。
2. 融資内容の決定は、各世帯で金融機関と協議することになります。
3. 浄化槽本体に係る部分(国庫補助対象分)以外は、各世帯で発注することになります。  
(但し、助成金の水増しなどをした場合は、助成金の全額返済と融資あっせんの取消となります。)

## ◆使用者の負担について

1. 電気料と水道料は各世帯で負担することになります。  
(電気料は年間で約5～6千円、水道料は1人約2千円くらいになります。)
2. 汚れた水や油を流すなど適切でない使用により、浄化槽が故障した場合には、各世帯で負担することになります。
3. 使用者の都合で浄化槽を撤去あるいは移設する場合も、各世帯で負担することになります。  
※他にも数年～十数年に1回ブローの交換が必要となります。

## ◆臭い対策について

家庭により浄化槽から臭いが発生する場合があるため、村ではその対策としてEM活性液の活用を図り、臭いの軽減を進めています。

## ■事業についてのお問い合わせ及び申込み先

東成瀬村 ■建設課: 上下水道担当(TEL 47-3408)

平成 16 年 4 月作成

(平成 16 年度～21 年度)

中 期 実 施 計 画

「東成瀬村生活排水処理基本計画」

## 1. 中期実施計画の主旨

本村では、平成11年度に「東成瀬村生活排水処理基本計画」を策定し、平成27年度までに生活排水処理の100%実施を目標に平成13年度から事業を行っている。

実施計画では、計画の期間を5ヶ年ごとに前期・中期・後期としているが、市町村合併問題等社会を取り巻く状況が変化し、財政状況や社会情勢に対応するため、実施計画の見直しが急務となっている。

そこで、「東成瀬村生活排水処理基本計画」を踏まえ、社会情勢等に対応しながら、更に目標に向かって進むため、新たに中期実施計画を策定する。

## 2. 計画期間の見直し

「基本計画」では、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合においては計画の見直しを行うが中間目標年度は設けないとしているが、上記主旨により計画期間の見直しを行う。

平成13年度～平成27年度〔15年間〕

< 当初 >

- 前期：5ヶ年〔平成13年度～平成17年度〕
- 中期：5ヶ年〔平成18年度～平成22年度〕
- 後期：5ヶ年〔平成23年度～平成27年度〕



< 見直し >

- 前期：3ヶ年〔平成13年度～平成15年度〕
- 中期：6ヶ年〔平成16年度～平成21年度〕
- 後期：6ヶ年〔平成22年度～平成27年度〕

### 3. 前期実施計画達成状況（実績と達成率）について

#### (1) 合併処理浄化槽の設置基数内訳

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
重点地区	滝ノ沢	下田～田子内（北）	田子内（南）
計画基数	50基	70基	60基
実績基数	59基	78基	63基
達成率	118.0%	111.4%	105.0%
処理人口	268人	334人	277人

※処理人口は、事業実施年度における人口

#### (2) 生活排水の処理状況

年 度	平成10年度 （計画策定時）	平成15年度 （現 在）	平成27年度 （目標年度）
生活排水処理率	11.3%	32.7%	100%

#### (3) 人口の内訳

年 度	平成10年度 （計画策定時）	平成15年度 （現 在）	平成27年度 （目標年度）
行政区域内人口	3,469人	3,283人	3,200人
計画処理区域内人口	3,469人	3,283人	3,200人
水洗化・生活雑排水 処理人口	393人	1,074人	3,200人

※平成10年度及び平成15年度は、年度末人口による。

※平成27年度の行政区域人口は、現況固定の約3,200人とする。

(4) 生活排水の処理形態別内訳

年 度	平成10年度 (計画策定時)	平成15年度 (現 在)	平成27年度 (目標年度)
1 計画処理区域内人口	3,469 人	3,283 人	3,200 人
2 水洗化・生活雑排水 処理人口	90 人	905 人	3,200 人
(1) 合併処理浄化槽	90 人	905 人	3,200 人
うち浄化槽市町村 整備推進事業		863 人	3,200 人
(2) 特定環境保全公共 下水道			
(3) 農業集落排水施設			
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独浄化槽人口)	303 人	169 人	0 人
4 非水洗化人口	3,076 人	2,209 人	0 人
5 計画処理区域外人口	0 人	人	0 人

※浄化槽市町村整備推進事業は、特定地域生活排水処理事業から名称変更したものの

#### 4. 事業の実施計画

財政状況及び社会情勢に対応するため、事業計画の見直しを行う。

##### (1) 事業の概要及び特徴

- 全村を同一の手法で実施（市町村設置型の個別処理）  
〔浄化槽市町村整備推進事業：合併処理浄化槽設置事業〕
- 高度処理型の浄化槽の設置
- 重点実施区域方式による事業実施  
〔行政区単位に6年間で全村を一周し、9年間で終了。残世帯については、  
需要により整備を行う。〕
- 合併処理浄化槽設置によるトイレ改修等の経費に村の助成  
〔3分の1を村が助成及び整備資金の利子補給制度〕
- 設置後の維持管理費に村の助成  
〔3分の1を村が助成〕

## (2) 年度別・区域別事業計画

下流部区域から行政区単位を基本とした面的整備を実施する。各地区とも世帯数の60%以上を実績（設置基数）として計画している。

前期計画 (実績)	年 度	H13	H14	H15			
	重点地区	滝ノ沢	下田～ 田子内(北)	田子内(南)			
	世帯数	87	121	87			
	設置基数	48	62	48			
	新築基数	9	10	14			
	改築基数	2	6	1			
	計	59	78	63			
中期計画	年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	重点地区 (残地区)	平良～ 看沢・蛭川	岩井川～ 入道	手倉～ 檜山台	大字田子内	大字岩井川	大字椿川
	世帯数 (残世帯数)	123	232	230	148	82	80
	設置基数	60	130	130	80	40	40
	新築基数	5	10	10	5	5	5
	改築基数	5	10	10	5	5	5
	計	70	150	150	90	50	50
後期計画	年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	重点地区 (残地区)	全地区	全地区	全地区	全地区	全地区	全地区
	世帯数 (残世帯数)	120	100	80	60	40	20
	設置基数	16	16	16	16	16	20
	新築基数	2	2	2	2	2	
	改築基数	2	2	2	2	2	
	計	20	20	20	20	20	20

# 東成瀬村生活排水処理基本計画

平成 1 2 年 3 月 策 定

東 成 瀬 村

## はじめに

本村は、秋田県の南部に位置し、栗駒山系の麓に位置する農山村である。

東側は岩手県胆沢町、一関市、西側は秋田県増田町、皆瀬村、南側は宮城県花山村、北側は秋田県山内村に接しており、東西16.5km、南北29.5kmと南北に長い形状を成している。

総面積は、203.57km<sup>2</sup>で93%が山林原野となっており、うち、57%が国有林野である。

地形は、栗駒山系の麓に位置し、西北部が増田町に向かって開けているが、その他は周囲を山に囲まれており、平坦部は極めて少ない。

村の中心を流れる成瀬川に沿って21の集落が標高165～430mの台地に散在している。

気象的には内陸性の気候で年間の平均気温は10.4度で高低の差が大きく、年間降雨量は1,540.3mm(秋田地方気象台調、平均値)で比較的夏期の多い。

また、降雪期が11月中旬から4月上旬にわたり、平均の積雪は1.5m～2mと県内でも有数の豪雪地帯である。

人口は、国勢調査のデータによると、昭和25年の6,045人を最高に以後減少を続け、平成7年では3,568人となっている。

高齢化率(65歳以上人口)は、昭和50年で11.0%と10%台を越え、平成7年では25.5%と僅か20年間で30%に迫るハイスピードで高齢化率が進んでおり、逆に、若年者比率(14歳以下人口)は、昭和45年で29.3%と30%台を割り、平成7年では15.3%と激減してきている。

このように、年齢別においては、若年者層の減少及び高齢者層の増加傾向が続き、特に高齢者層は、全年齢の30%に近づくことから、本格的且つ深刻な少子高齢化社会が形成されることが予想される。

産業は、米作を中心として高冷地野菜(主にトマト)、畜産、果樹、葉たばこ等の農業であるが、経営面積の零細化と労働力不足等により、規模拡大が進まず全体的に進展しない状況である。

一方、経済交流は、広域行政圏域である湯沢市へ車で30分を要することから、平鹿郡との交流が古くから行われており、日常の経済交流活動は、平鹿郡(特に増田町・十文字町)及び横手市との結びつきが強い。

産業構造は、第二次及び第三次産業への依存度が年々増加して、第一次産業の専業農家が減少し、第一・二種兼業農家の占める割合が高くなっている。

将来計画は、「人と環境にやさしい村づくり」に取り組むこととしており、若年者の定住化や少子高齢化社会、高度情報化社会、福祉環境型社会など多種多様な施策が求められている。特に、生活環境や公共用水域の水質保全のため下水処理施設の整備を促進することとしている。

現在の生活排水処理施設の整備状況は、全村の水洗化率は15.9%であるものの、生活排水処理率は、5.9%(施設を除く)とほとんどが未整備であり、水質汚濁に影響を及ぼしている。

更に、雄物川水質情報によれば平成9年9月に実施した水質調査では、BOD環境基準値を越える結果がでており、今後ますます水質が悪化することが予想される。

自然豊かな水質源に育まれた環境を守り次世代に伝えるために、成瀬川水系の最上流域の村として、生活排水処理は大きな問題であり、水質保全、環境保全に対する責務は重大である。

このようなことから、生活排水対策を今後の村の重要課題と位置づけ、広く村民の声を反映させ、合併処理浄化槽等各種事業の特性を活かしながら、地域の形態に合致した計画を立案、実施することを目的として、この生活排水処理基本計画を策定するものである。

## 1. 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念、目標

本村は、栗駒国定公園を抱える自然が保全された地域であるが、今まで生活排水処理施設は、ほとんど設置されておらず、近年の生活様式の変化や観光人口の増加等による環境汚染、また、全国的な自然保護活動の高まりによる村民の環境保全に対する意識の高揚により、生活排水処理施設の必要性と緊急性が深く認識されている。

生活環境の向上はもとより、水源上流域に住むものとして、水質保全を全地域で実施し、子供達が小川に入り、イワナやヤマメの川魚を捕まえ自然の良さを体験できるような清流の再生を目指すものとする。

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

本村の生活排水処理を実施するため、全村を個別処理区域に設定する。  
実施方法などは、次のとおりとする。

- ① 村が設置主体となり、合併処理浄化槽を設置する特定地域生活排水処理事業等により、個別処理を全域で実施する。
- ② 単独処理浄化槽を設置している家庭については、個別処理（特定地域生活排水処理事業）により施設転換するよう指導する。
- ③ 今後行われる宅地開発や集会施設などについては、個別処理（特定地域生活排水処理事業）の施設を規模に応じて整備する。

## 2. 目標年次

本村の生活排水処理基本計画における目標年度は、計画策定時より15年後の平成27年とする。

なお、中間目標年度は設けないが、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動のあった場合においては見直しを行うものとする。

### 3. 生活排水の排出の状況

本村の生活排水処理施設は、現在合併処理浄化槽が公共施設に7基、住宅に1基の8基しか設置されていない。

個別処理区域については、平成13年度から村が設置主体となり特定地域生活排水処理事業により計画的に合併処理浄化槽を設置していく。

本村における生活排水の排出状況は、次表のとおりである。

表1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

年 度	5	6	7	8	9	10
行政区域内人口	3,664	3,643	3,614	3,562	3,521	3,469
1 計画処理区域内人口	3,664	3,643	3,614	3,562	3,521	3,469
2 水洗化・生活雑排水処理人口	0	0	0	49	48	90
(1) 合併処理浄化槽	0	0	0	49	48	90
うち特定地域生活排水処理事業	-	-	-	-	-	-
(2) 特定環境保全公共下水道	-	-	-	-	-	-
(3) 農業集落排水施設	-	-	-	-	-	-
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	130	187	237	237	330	303
4 非水洗化人口	3,534	3,456	3,377	3,276	3,143	3,076
5 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-	-

※1 行政区域内人口及び計画処理区域内外人口は、H5～10の年度末人口による。

※2 水洗化・生活雑排水処理人口等は「一般廃棄物処理事業実態調査」による。

### 4. 生活排水の処理主体

本村の生活排水の処理主体は次表のとおりである。

表2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	東 成 瀬 村
単独処理浄化槽	し 尿	個 人 等
し尿処理施設	し尿及び浄化水槽汚泥	湯沢雄勝広域市町村圏組合

## 5. 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水の処理計画

#### ① 処理の目標

「1. 基本方針」に掲げた目標を達成するため、全ての生活排水を施設で処理することを目標として、各集落の実情に応じた処理方式を選択する。

#### ア、生活排水の処理目標

年 度	現 在 平成10年度	目標年次 平成27年度
生活排水処理率	11.3%	100%

#### イ、人口の内訳

年 度	現 在 平成10年度	目標年次 平成27年度
行政区域内人口	3,469人	3,400人
計画処理区域内人口	3,469人	3,400人
水洗化・生活雑排水処理人口	393人	3,400人

※平成27年度の行政区域人口は、現況固定の約3,400人とする。

#### ウ、生活排水の処理形態別内訳

年 度	現 在 平成10年度	目標年次 平成27年度
1 計画処理区域内人口	3,469人	3,400人
2 水洗化・生活雑排水処理人口	90人	3,400人
(1) 合併処理浄化槽	90人	3,400人
うち特定地域生活排水処理事業		3,400人
(2) 特定環境保全公共下水道		
(3) 農業集落排水施設		
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	303人	0人
4 非水洗化人口	3,076人	0人
5 計画処理区域外人口	0人	0人

## ②生活排水を処理する区域及び人口

本村では、平成27年度までに生活排水処理を100%実施することを目標としている。

ただし、長期に渡る事業であることから、必要に応じて整備手法の見直しを行い、事業費を勘案し早急に生活排水処理の目的が達成できるように事業の検討を行う。

## ③施設整備計画の概要

処理施設	計画処理区域	処理人口	整備予定 年 度	事 業 費 (百万円)
合併処理浄化槽 (特定地域生活 排水処理事業)	全 域	3, 4 0 0	H 1 3 ~ H 2 7	1, 9 0 0
合 計				

## (2) し尿・汚泥の処理計画

### ①現況

本村のし尿の収集・運搬は許可業者が行っている。浄化槽汚泥についても許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

また、本村のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を湯沢雄勝広域市町村圏計画（1市3町2村の一部事務組合）のし尿処理施設で処理している。

この施設は平成9年3月に竣工し、標準脱窒素処理方式によりし尿125kl/日と浄化槽汚泥35kl/日の合計160kl/日の処理能力を有している。このうち本村に配分されている投入量はし尿と浄化槽汚泥を合わせて9kl/日となっているが、帰省を迎えるお盆前の7月とし尿の汲み取りが困難となる積雪期の前の12月に汲み取り依頼が集中し、広域し尿処理施設への追加は配分依頼や許可業者がその依頼に即応できない状況になるため、計画的な収集体制を図る必要がある。

し尿・汚泥の最終処分については、広域圏し尿処分場で脱水汚泥の全てを焼却し、その結果精製される焼却灰を同組合の八面最終処分場に処理している。

### ②し尿・汚泥の排出状況

「生活排水の処理形態別内訳」に基づいたし尿・汚泥の年間排出状況及び目標値は、次表のとおりである。

し尿汚泥の区分	現 在 平成10年度	目標年次 平成27年度
合併処理浄化槽汚泥	1 0 3 kl	2, 5 5 0 kl
単独浄化槽汚泥	3 4 5 kl	0 kl
汲み取りし尿	1, 7 9 9 kl	0 kl
合 計	2, 2 4 7 kl	2, 5 5 0 kl

※合併処理浄化槽汚泥の原単位は実引き抜き量を勘案し、2l/人・日とした。

### ③し尿・汚泥の処理計画

#### ア、収集運搬計画

特定地域生活排水処理事業による合併処理浄化槽の整備により、村が直接施設管理することとなるため、村が許可業者に委託して浄化槽汚泥の収集運搬を行う。

このことから、年間計画を作成し計画的な収集が可能となり、広域し尿処理施設からの投入配分にあった運搬が出来る。

#### イ、中間処理計画

浄化槽汚泥の中間処理は、引き続き広域圏し尿処理施設で行うこととなるが、現在のし尿、浄化槽汚泥の処理能力比率 8 : 2 となっていることから、圏内市町村においても生活排水処理対策が推進され、下水道人口の増加が見込まれると同時に合併処理浄化槽施設の整備が図られ、処理能力率が逆転した場合は、浄化槽汚泥の処理能力拡大を図る必要がある。

#### ウ、最終処分計画

広域圏し尿処理場は脱水汚泥の焼却施設と乾燥処理が可能となっていることから、焼却による廃煙、廃熱を減少させ、環境保全対策をいっそう推進するため、乾燥汚泥の再利用方法を模索し、現在の全量焼却処理から乾燥処理との平行処理を進めていく。

### (3) その他

本計画を遂行するにあたっては、生活排水対策の重要性、実施する事業内容及び村単独による助成事業内容について、各地区で説明会を開催し、積極的に推進していく。

また、台所での排水対策など家庭でできる環境保全対策や浄化槽の保守管理の重要性について、定期的に応報等により周知を図る。

【東成瀬村(秋田県)・市町村設置型浄化槽整備事業視察報告書：資料(写真)】

◎開催月日 平成21年1月19日

◎開催会場 東成瀬村防災情報センター会議室

《歓迎挨拶・東成瀬村の概況説明》

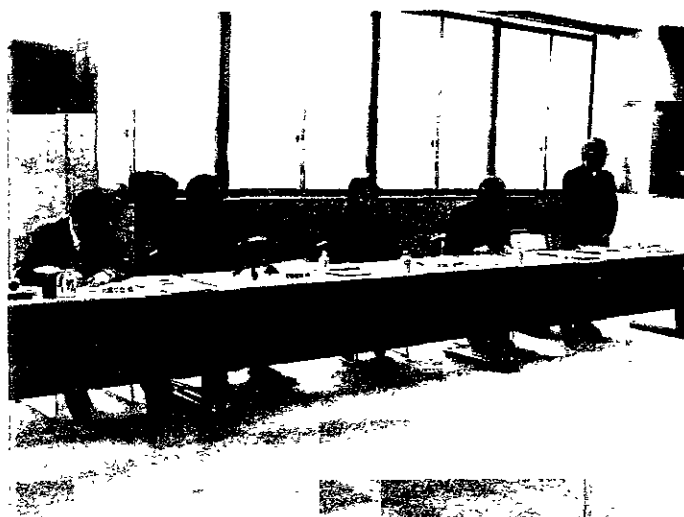
- ・富田義行議会議長 歓迎挨拶
- ・佐々木哲男村長 歓迎挨拶・経過説明



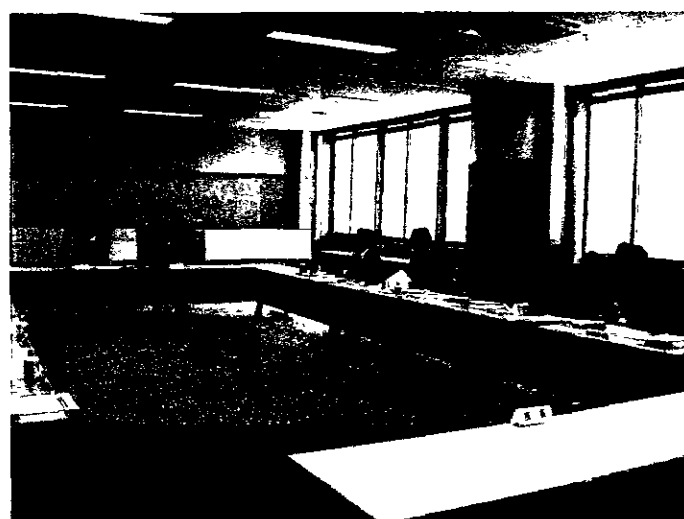
《挨拶・福島町の取組について説明》

・参加議員

- ①金沢秀一
- ②滝川明子
- ③平野隆雄
- ④佐藤卓也
- ⑤溝部幸基



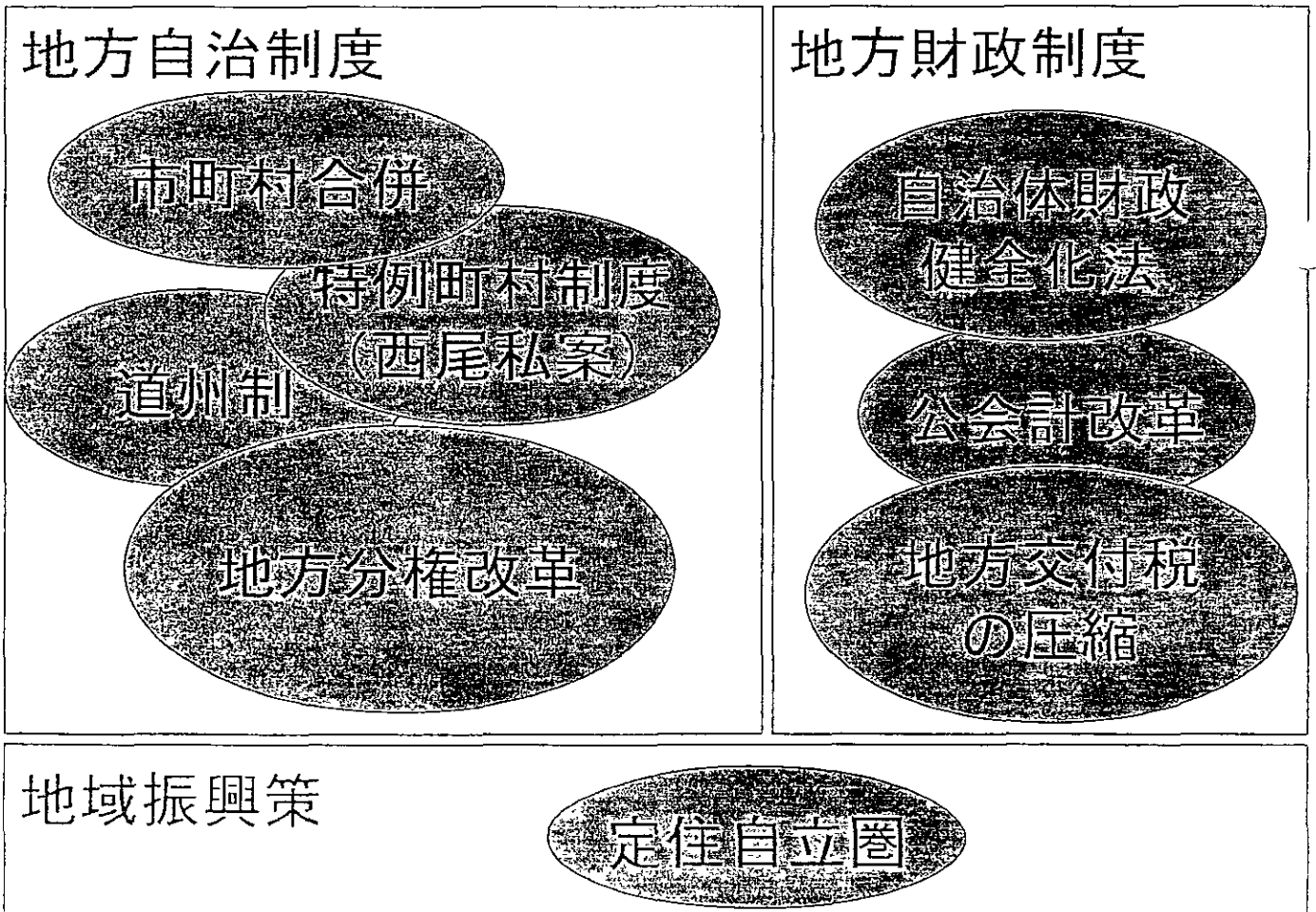
《説明：高橋憲一産業建設課主査》



# 基礎自治体を取り巻く情勢 — 小さな自治体の帰趨

関西学院大学 小西砂千夫

1



2

# 市町村合併の帰趨

地方分権一括法

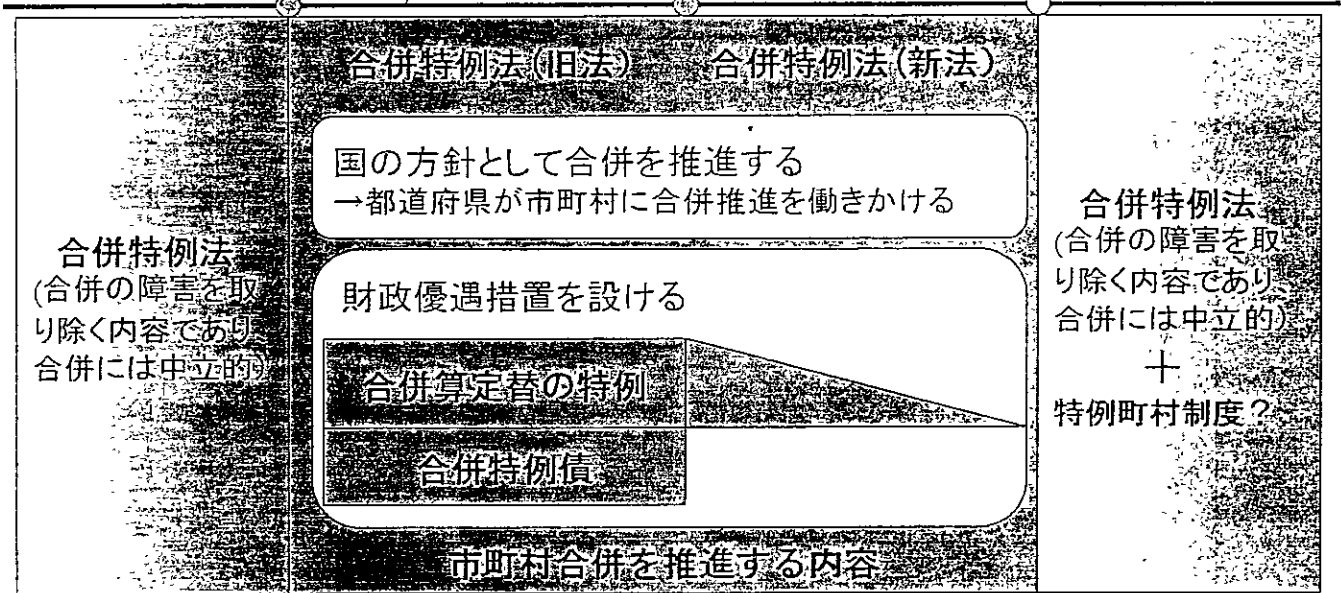
西尾私案

第29次地方制度調査会答申

1999(平成11)年7月

2005(平成17)年4月

2010(平成22)年4月



3

平成17年3月31日までの合併特例法の下で進んだ市町村合併

	区分	1千人未満	1千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	合計
H11.3.31現在 人口は平成7年国勢調査に基づく	団体数	(1.3)	(19.6)	(26.6)	(22.0)	(8.5)	(5.2)	(2.9)	(7.0)	(3.6)	(1.3)	(1.3)	(0.3)	(0.3)	(1000)
	累計	42	635	860	712	274	168	94	227	115	41	43	11	10	3,232
H18.3.31現在 (申請済みベース、速報値による) 人口は平成12年国勢調査に基づく	団体数	(1.2)	(10.8)	(14.8)	(18.3)	(10.8)	(8.6)	(5.8)	(15.4)	(8.2)	(2.1)	(2.6)	(0.8)	(0.7)	(1000)
	累計	22	196	270	333	196	157	106	280	149	39	48	14	12	1,822
変化率 上段は構成比の差 下段は団体数の変化率	団体数	(0.1)	(8.9)	(11.8)	(3.8)	(2.3)	(3.4)	(2.9)	(8.3)	(4.6)	(0.9)	(1.3)	(0.4)	(0.3)	
	累計	-47.6	-69.1	-68.6	-53.2	-28.5	-6.5	12.8	23.3	29.6	-4.9	11.6	27.3	20.0	-43.6
		(0.1)	(9.0)	(20.8)	(24.5)	(22.2)	(18.8)	(15.9)	(7.6)	(3.0)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.0)	
		-47.6	-67.8	-68.2	-63.5	-59.7	-56.4	-54.0	-48.2	-45.3	-44.8	-44.1	-43.8	-43.6	

人口規模別に見ると、市町村数の変化率は、人口5000人から1万人未満のところでも多く、減少率はおよそ7割である。それよりも規模の大きな市町村でも団体数は減少しているが、人口4万人以上5万人未満ではむしろ合併によって増加しているなど、4万人以上では一部例外はあるものの団体数は増えている。また累積市町村数で見ても、人口1万人未満の団体数は7割減となり、1500強から500未満に減少している。人口1万人未満の団体が占める割合は、かつては全市町村数のおよそ半分であったが、4分の1に半減することとなった。

4

# 総務省、市町村合併に関する研究会報告から、山梨県内の合併後の市町村職員に対するアンケート結果の概要

## 専門性の確保

- 専門性の高い業務に人員を配置することができるようになった。
- 事務量が軽減されたことにより、専任で仕事ができるようになった。
- プロジェクトチーム等を作り、協力して事務執行する体制を組めるようになった。
- 研修等に参加し、専門的な知識を学ぶことができるようになった。
- ×所管業務以外の業務に無関心になった。
- ×一人で多種多様な業務に携わることができなくなった。

## 住民対応の改善や住民サービスの充実

- 手続きを行える箇所(支所等)が増加した。
- 福祉事務所が設置され、住民に身近なところで事務を行えるようになった。
- これまでなかった図書館などの公共施設を利用することができるようになった。
- 住民との間の地縁やしがらみ、住民の行政への依存等が減り、行政運営がやりやすくなった。
- ×以前は、住民との関係が密接で、きめ細かな対応ができた。
- ×サービスが低下し、負担が増大した。

## 適切・効率的・効果的な事務執行

- 補助金・負担金の廃止・統合、使用料・手数料の見直し、公共施設の集約化・合理化等の行政改革を行うことができた。
- 行政評価を導入することができた。
- コンプライアンスによる事務執行ができるようになった。
- 税の徴収、滞納整理等の事務体制を組めるようになった。
- ×組織が大きくなり、情報伝達、意志決定、事務手続き等に時間を要するようになった。
- ×縦割り行政の体質が強まった。

## 行政課題への適切な対応

- 企業誘致、雇用対策、定住施策などの主要施策を実施することができるようになった。
- 大型事業を実施することができるようになった。
- 安心・安全対策に力を入れることができるようになった。
- ×以前は、より細かい住民ニーズを踏まえてサービス提供ができた。

## 行財政基盤の充実

- 合併せずに単独でいた場合には、財政危機を迎えていたが、回避された。
- 行政規模が小さいため財政的、人材的制約が改善した。
- ×合併しても財政状況が厳しいことには変わりはない。
- ×以前は、予算規模が小さく、予算内で事業を組みやすかった。

## 職員のモチベーションの向上

- 職員間の馴れ合いが減り、職員の自立心、自己責任意識が高まった。
- 競争心が生まれた。
- 自らの団体の現況や課題をきちんと理解することができた。
- 幅広い見地から事務を行えるようになった。
- ×職員間の連携が希薄になった。
- ×旧団体職員間での隔りがある。

## 適切な人事管理・資質の向上

- しっかりとした定数管理、昇任・昇格に係る資格試験ができるようになった。
- 人事異動のサイクルを短縮化することができるようになった。
- 能力向上を目的とした研修、人事交流、派遣等を行うことができた。
- 一部事務組合等へ人的派遣を行うことができるようになった。
- ×環境の変化についていけない者が出てきた。

5

## 市町村合併の中心的課題

### 地方自治制度

### 地方財政制度

基礎自治体の行政体制  
(職員組織の規模)

基礎自治体への事務配分  
(法令等に基づく)

事務配分にあふさわしい財源の保障

事務配分にあふさわしい行政体制(職員組織)の整備＝市町村合併

行政体制(職員組織)に応じた事務配分の軽減＝西尾私案(特例町村制度)

合併しても本来は財政的には中立だが、財政優遇策がある

6

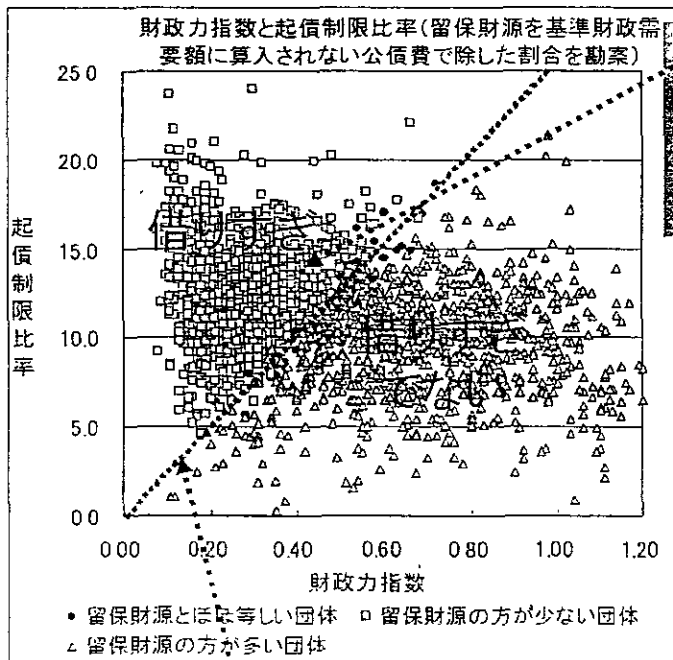
# 小規模町村にかかる今後の制度改革の動向： 第27次地方制度調査会におけるいわゆる西尾私案の骨 格とねらい

- 小規模町村における事務配分と規模とのギャップは、規模拡大(合併)だけではなく、事務配分の見直しによっても可能であり、いわば逆転の発想として出てきたもの
- 西尾私案への誤解は多いが、近年では少し是正されてきている
- 第29次地方制度調査会で検討の見込み

市並の事務を処理し、権限を行使する際の標準的な人口Aを法律で明記し、その解消をめざすことを明示。  
そのうえで、人口B未満の団体は申請に基づき事務配分特例方式ができる。事務配分特例方式とは、  
当該団体が適合する事務のうち自治事務を一般的に処理し、巡回サービス等、  
通常の基礎的自治体に法定事務以外の事務の一部を処理する。  
当該団体に適合しきれなかった事務は都道府県の処理を要することとなる。  
人口B未満で、さらにA未満であれば、事務配分特例方式を選ぶか、他の団体に合併するかを一定期日までに選ぶ。  
人口C未満の団体は、他の基礎的自治体への消入により、いはば水平補充され(内部団体移行方式)、  
一定期日までにこの編入先の基礎的自治体の内部団体に移行するものとする。  
事務配分特例方式と内部団体移行方式は、どちらかまたは並列とされ、並列の場合には、おもにB>A>Cとなる。

7

## 小規模団体のほとんどが留保財源では基準財政 政需要額に算入されない公債費を賄えない



98	12	3	0	0	0	0	113
177	152	77	9	0	0	0	415
72	158	167	51	1	0	1	450
34	67	134	83	14	2	1	335
22	42	109	93	26	6	6	304
14	56	115	130	56	24	4	399
28	53	168	161	72	21	2	505
445	540	773	527	169	53	14	2521

財政力指数はおおむね留保財源の大きさを示している  
起債制限比率は基準財政需要額に算入されない公債費の大きさを示している

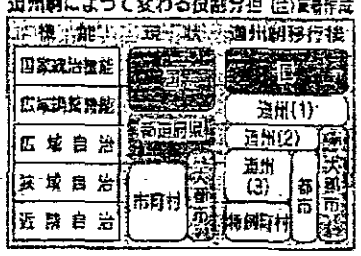
その2つの分布を描いた後、個別団体ごとに留保財源と基準財政需要額に算入されない公債費の概算を求め、両者の大小関係で色分け、両者が均衡するのは、おおむね

$$\text{起債制限比率} = \text{財政力指数} \times 30 \text{ のとき}$$

$$\text{起債制限比率} = \text{財政力指数} \times 30$$

道州制実現には十年はかかるという見方も多い。まず最終形と、現実をどう改革のプロセスを歩くかが重要である。最終形は地調の各甲が示してきているが、プロセスの構想は簡単ではない。

国は、道州制の導入による自治の役割分担を定めていく。国の機能は国家統治と中小限の広域調整に限定し、現状より役割が縮小する。市町村は基本的に現在の都道府県が担っている権能（権限と仕事）を取り込んでより大規模な役割を果たす。道州は現在の都道府県より圏域を拡大すると同時に、市町村に権限を移譲しつつ、国の広域調整機能を担い取るようになる。



改革の道程 難問多いが、薄明かりも

2006.3.21 日経

一広域自治体を二層超えていくという意見が出ている。財源問題はさらに難しい。地方税中心の歳入構造をめぐすなら、基礎自治体の財政力格差は大いいため、財政力に応じて権能に差を付ける必要がある。その意味では道州が補完することが期待され、道州による権能配分の仕組みや財政制度の設計が必要になる。大都市・首都圏も格差が大きい課題だ。また、国から地方への権限移譲の難しさは、これまでの分権改革で実証されてきた。それらすべてを解決して初めて道州制が現実になる。ただ、一九九三年の国会での地方分権推進法以来、分権改革は少しずつはあるが着実に進んできた。道州制への道程はまだ霧の中だが、少しずつ道は見えつつある。

＝おわり  
この連載は小西砂千夫・関西学院大学政経学教授が執筆。次回から「薄明かりの日本経済」を掲載します。

地方分権改革推進委員会の動向

- 地方分権改革の課題(分権推進委員会最終報告)
- 機関委任事務の廃止等を通じて、国と地方を対等協力の関係に
- I 税財源の改革(税源移譲)
  - II 義務づけの見直し(規律密度の緩和)
  - III 行政体制整備(市町村合併、道州制等)
  - IV 国から地方への権限移譲
  - V 住民自治の充実
  - VI 憲法上の地方自治の充実

- 1995～2001 地方分権推進委員会
- 1999 地方分権一括法
- (小泉以後)
- 2001～2004 地方分権改革推進会議
- 2003～2005 三位一体改革
- 2006 歳出・歳入二体改革
- 地方分権21世紀ビジョン懇談会
- 2007 地方分権改革推進委員会

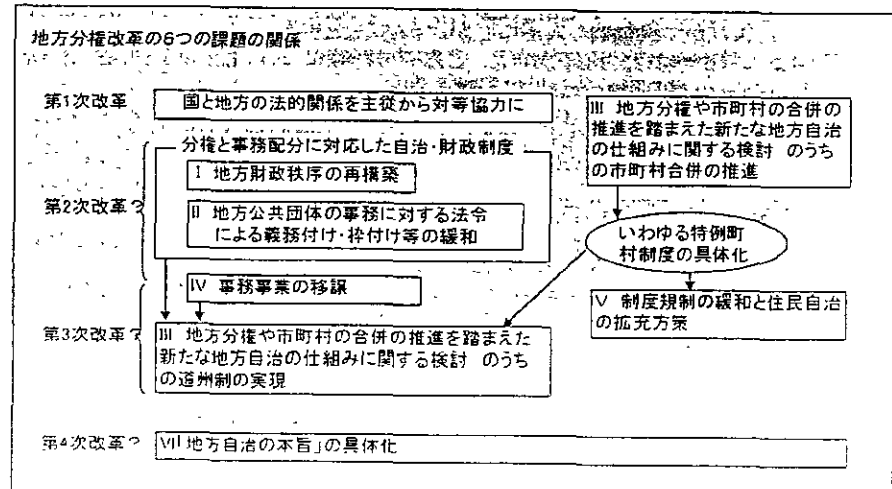
I～VI はまだできていない  
一未完の分権改革

地方分権改革推進会議はII 取り組んだが、I をしないための時間稼ぎ？

三位一体改革はII がなくてI だけ

ビジョン懇はII をめざすとしたが、ねらいは地方財政制度の抜本改革？

小泉改革以降の分権改革では地方財源の圧縮が常に分権改革とセットになっている



# 第1次勧告(要約)～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～ 平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会

## 第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

### (1) 基礎自治体への権限移譲の推進

- 「平成の大合併」で市町村の体制整備が進んでおり、また、平成12年施行の地方分権一括法で導入された都道府県条例による事務処理特別制度により市町村に移譲されている事務が相当数に及んでいる。
- 基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせる当局面の下、行政分野横断的な見直しを行い、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲する。
- 基礎自治体への権限移譲を行うべき事務（主な例は以下のとおり）

都市計画決定	・ 原則として、市の区域については市決定で都道府県同意不要に
まちづくり・土地利用規制分野	・ 宅地開発や商業施設等の開発行為の許可権限を市まで移譲
福祉分野	・ 農地転用の許可権限（2ha以下）を市まで移譲
福祉分野	・ 特別養護老人ホーム、療養所等の設置認可・指定監督の権限を市まで移譲
医療・保健・衛生分野	・ 薬局の開設の許可権限を保健所設置市まで移譲
公害規制分野	・ ボイラー等ばい煙発生施設の新設の届出受理の権限を特別市まで移譲
教育分野	・ 市立小中学校の教職員の任命権を市まで移譲
生活・安全・産業振興分野	・ 花火など火工品等の火薬類製造・販売営業の許可権限を市町村まで移譲
	・ アーケード整備等の商店街整備計画の認定権限を市まで移譲

- 国の財政支援の対象が都道府県に限定されていることにより条例による事務処理特別制度の活用を促進している制度の見直しを行う。
- (2) 補助対象財産の財産処分（転用、譲渡等）の弾力化
  - 地域活性化の観点からの地域の創生工夫に対応し、既存ストックを効率的に活用するため、国庫補助対象財産の処分に対する制限に必要最小限にとどめ、手続を簡潔化する。
    - ・ おおむね10年経過後の財産処分については、原則、届出・報告等をもって国の承諾があったものとみなすとともに、国庫納付を求めないこととする。
    - ・ おおむね10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分について同様に扱う。
  - 関係省庁は、勧告を受けて速やかに上記の措置を実施する（約300以上の国庫補助金等が対象）。

11

## 歳出・歳入一体改革と今後の地方財政

### 基本方針2006関連部分

#### 地方財政

- 国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、地方財政について以下の取組を行う。
- 地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。
  - (1) 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底(a)、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い(b)、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行う(c)ことを含め大幅な人件費の削減を実現する。
  - (2) 地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立って、国の取組と歩調を合わせ、過去5年間の改革努力(5年間で▲5兆円超)を基本的に継続する(d)こととするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い(c)、一般行政経費は2006年度と同程度の水準(f)とする。
 

ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏まえ、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がける(g)こととする。
- 以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。
  - (1) 地方交付税の現行法定率は堅持する(h)。
  - (2) 過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等(一般会計ベース)について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう(i)、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する(j)。
  - (3) これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税(地方財政計画ベース)等の一般財源の総額を確保する(k)。
  - (4) 各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う(l)。
  - (5) 地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る(m)。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る(n)。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直す(o)とともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進(p)する

12

## 基本的考え方

### 選択と集中

- 全ての圏域にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自主的な取り組みを重点支援。
- 異なる地方へのバラマキではない考え方。

### 集約とネットワーク

- 全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難に。
- 中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集中的に整備し、周辺地域と連携・交流

### 総務省としての支援

- ICT(新しい公共事業)
- 中心市に対する財政措置(交付税・地方債)
- 中心市に都道府県の機関を移設

立案・実施の各段階で連携

### 各府省の支援

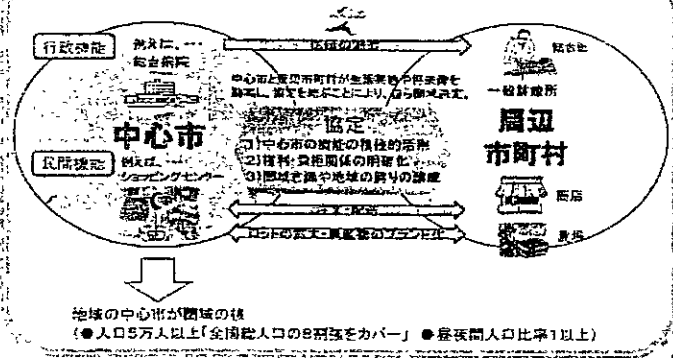
- 医療・福祉(厚生労働省)
- 住宅・交通(国土交通省)
- 農林水産業(農林水産省)
- 観光(国土交通省)
- 等

## 定住自立圏

地方政策展開のプラットフォーム

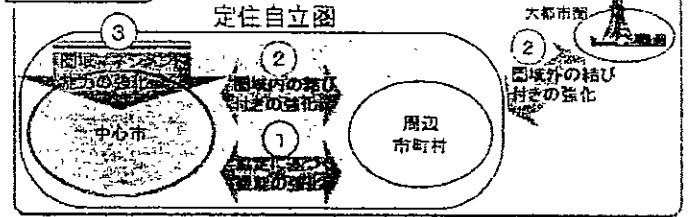
## 定住自立圏のイメージ

### 定住自立圏



## 定住自立圏における施策の基本的考え方

### 3つの視点



### 新しい枠組みの構築

- 国・都道府県・市町村という枠組みの下ではこれまで困難とされてきた施策や権限移譲を特例的に行う。

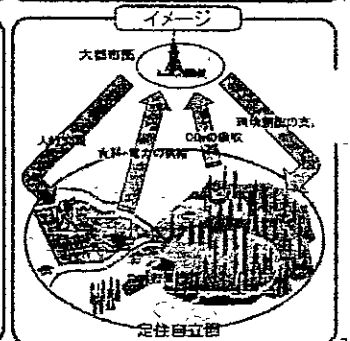
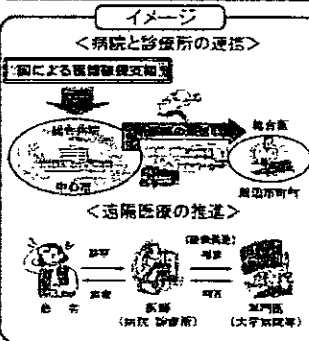
### 定住自立圏の確保・育成

- 地域における人材の発掘、育成や、大都市圏から地方圏への人材環流を促す取り組み等を支援。

## 定住自立圏における施策の例②

- + 病院と診療所の連携による医療の役割分担の徹底、遠隔医療の推進

- + 環境や食料生産など、圏域の大きな財源に着目した大都市圏との連携



加藤 紹彦 (ニセコ町)

# 『小さな自治体の今後のあり方』 その提言に向けて

- ★来年3月までの本格提言を目指し、方向性や論点を紹介
- ★全国でも人口の少ない自治体が圧倒的に多い北海道からこそ、積極提言を

平成20年12月21日

政策提言自治体会議  
小さな自治体のあり方検討プロジェクト

政策提言自治体会議「小さな自治体のあり方検討プロジェクト」

1

## 提言への動機

人口の少ない市町村(小規模自治体)は今後も運営・存続できるのか

### 3つの不安

人口減と少子高齢化が進み、地域の活力や住民自治の力が失われていく中、行政そして町や村の行く末にも不安を感じる

行政課題が増える一方、地方分権により市町村へ権限移譲が進む中、行政現場には「このままではやっていけない」という限界感が存在

市町村合併の推進など規模の効率性が優先され、小規模自治体の役割を評価・見直す声も少なく、「小さな自治」への希望が持てない

地方分権を進めつつ、社会の豊かさを真に実感するためには  
「小さな自治」「身近な自治」の確保、ビジョンが必要

では、1,000弱の町村はどのように生きていくのか！  
どのような制度設計があり得るのか！！

「どんなに人口が少なくとも、どんなに財政力が小さくとも、そこで生き抜こうとしている住民とその代表機関があるかぎり、その意思を尊重し、艱難を承知の上で地域の自治を続けていこうとするならば、そうした町村の存在を認め、その努力を励まし支援する、そういう政策こそ国は求められている。」H20.8.15付自治日報・大森 彌 氏 (東京大学名誉教授)

政策提言自治体会議「小さな自治体のあり方検討プロジェクト」

2

# 外部環境からの問題意識

## 国で進む基礎自治体のあり方検討

地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月)  
 ~生活者の視点に立つ「地方政府」の確立~  
 ○国と地方の役割分担の見直し  
 ○広域自治体と基礎自治体の役割分担  
 ○重点行政分野の抜本的見直し(制度改革、権限移譲等)  
 ○基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大(64法律、359事務)  
 ○法制的な仕組みの横断的見直し  
 →第2次~3次勧告(平成20年度末にかけて)

第29次地方制度調査会(平成19年7月~)検討項目  
 ○合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析  
 ○基礎自治体の果たすべき役割  
 ○今後の基礎自治体の組織・体制・公務員のあり方  
 ○小規模市町村に対する方策  
 →監査制度、地方議会制度の検討の後、基礎自治体のあり方について検討が進む

### 全国町村会の提言

「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」(平成18年11月)  
 ○住民一人ひとりが誇りと愛着を持てる活力と個性溢れる町村を実現する

### 西尾私案の存在

○事務配分特例方式と内部団体移行方式  
 ○『一般町村』と『特例町村』の2段階に分けざるを得ないので(平成19年11月旭川講演)

## 自治の現場の思いを制度へ

今、小さな自治体の立場から  
 その将来的なあり方を提言すべき

### 自治体財政の問題

○夕張市の財政破綻  
 ○求められる自己規律  
 ○住民一体となった自治体経営の必要性

### 性急に進められる道州制

○進まない権限移譲  
 ○小規模町村に事実上必須となる合併  
 ○経済効率性を優先する意見

政策提言自治体会議「小さな自治体のあり方検討プロジェクト」

## 議論の入口として

西尾勝氏「今後の基礎的自治体のあり方について(私案)」平成14年11月第27次地方制度調査会専門小委員会

### 【事務配分特例方式】

一定の人口規模未満の団体について、これまでの町村制度とは異なる特例的な制度を創設することとする。  
 例えば人口100未満の団体は、申請により下記のような団体に移行することができるものとする。  
 さらに、例えば人口100未満のうち人口10未満の団体は、これに移行するか、他の団体と合併するかを一定期日までに選択しなければならないものとする。  
 この団体は、法令による義務付けのない自治事務を一般的に処理するほか、窓口サービス等の基礎的自治体に法令上義務付けられた事務の一部を処理するものとする。通常の基礎的自治体に義務付けられた事務のうち当該団体に義務付けられなかった事務については、都道府県に当該事務の処理を義務付けるものとする。これにより、都道府県はいわば垂直補完することとなる。  
 都道府県は当該事務を処理する責任を有するが、その事務と近隣の基礎的自治体に委託可能な場合により処理するか、直轄で処理するかを選択するものとする。  
 組織や議員等については、事務の状況に即し、柔軟な対応を図ることとする。例えば、議員定数又は町村議会議員数(ものとするが、議員は原則として補給することなどを検討する。また、助役、収入役、教育委員会、環境委員会等は置かないことを検討する。

基礎自治を確保する手段、契機、考え方として

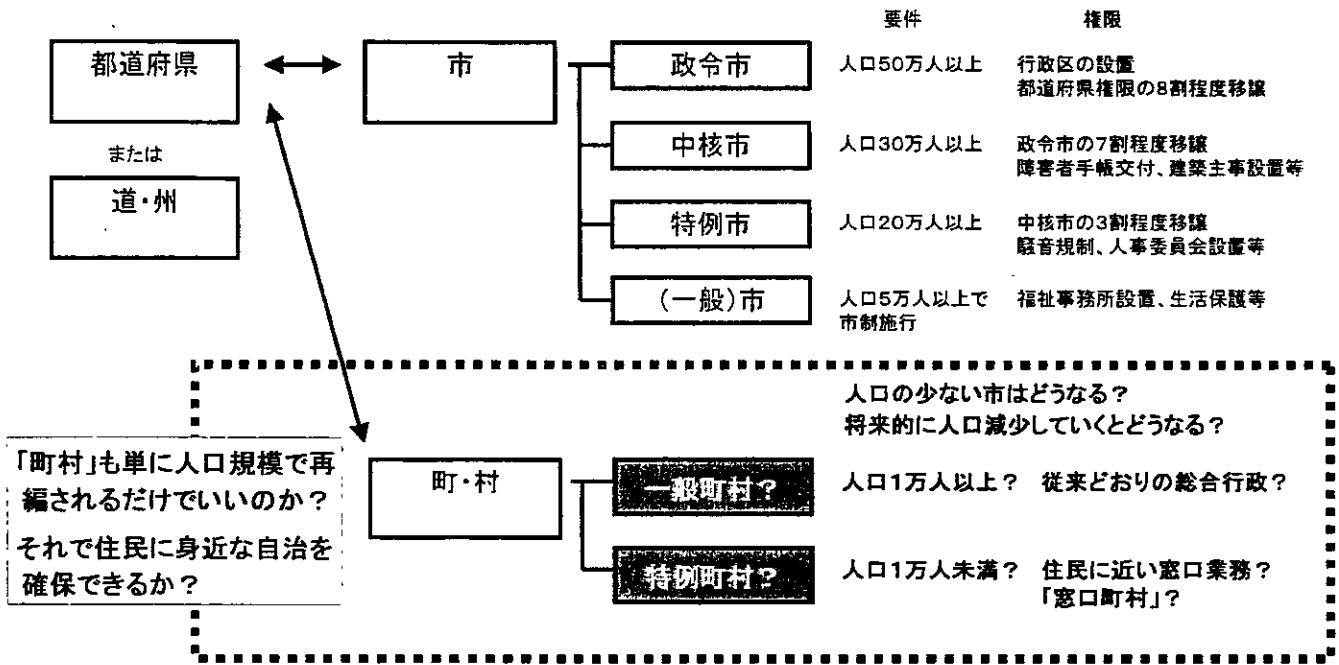
いわゆる「特例町村」の考え方は、今後も基礎的な自治を確保していくという視点において、前向きに検討するに値する。

そのうえで

自治の多様性をいかに確保するか、自治体自らの意志でそれを選択していけるか。そうした制度設計を自治体の立場で進めるべき。

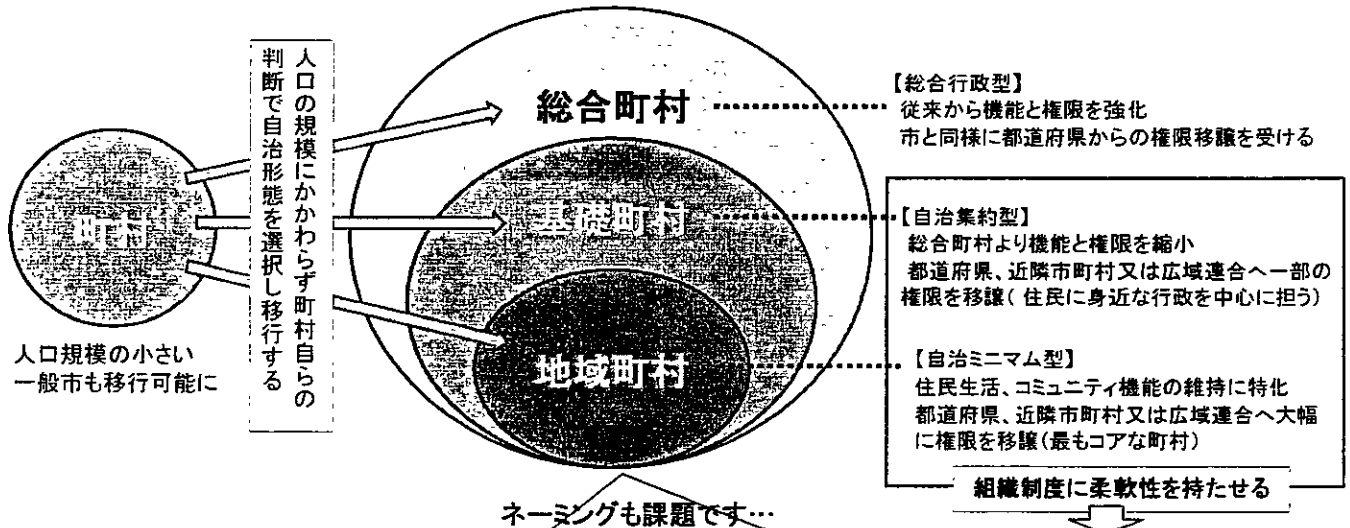
# 小さな自治体のあり方

「特例町村」の考え方を入口に（そのまま受け止めると...）



# 小さな自治体のあり方

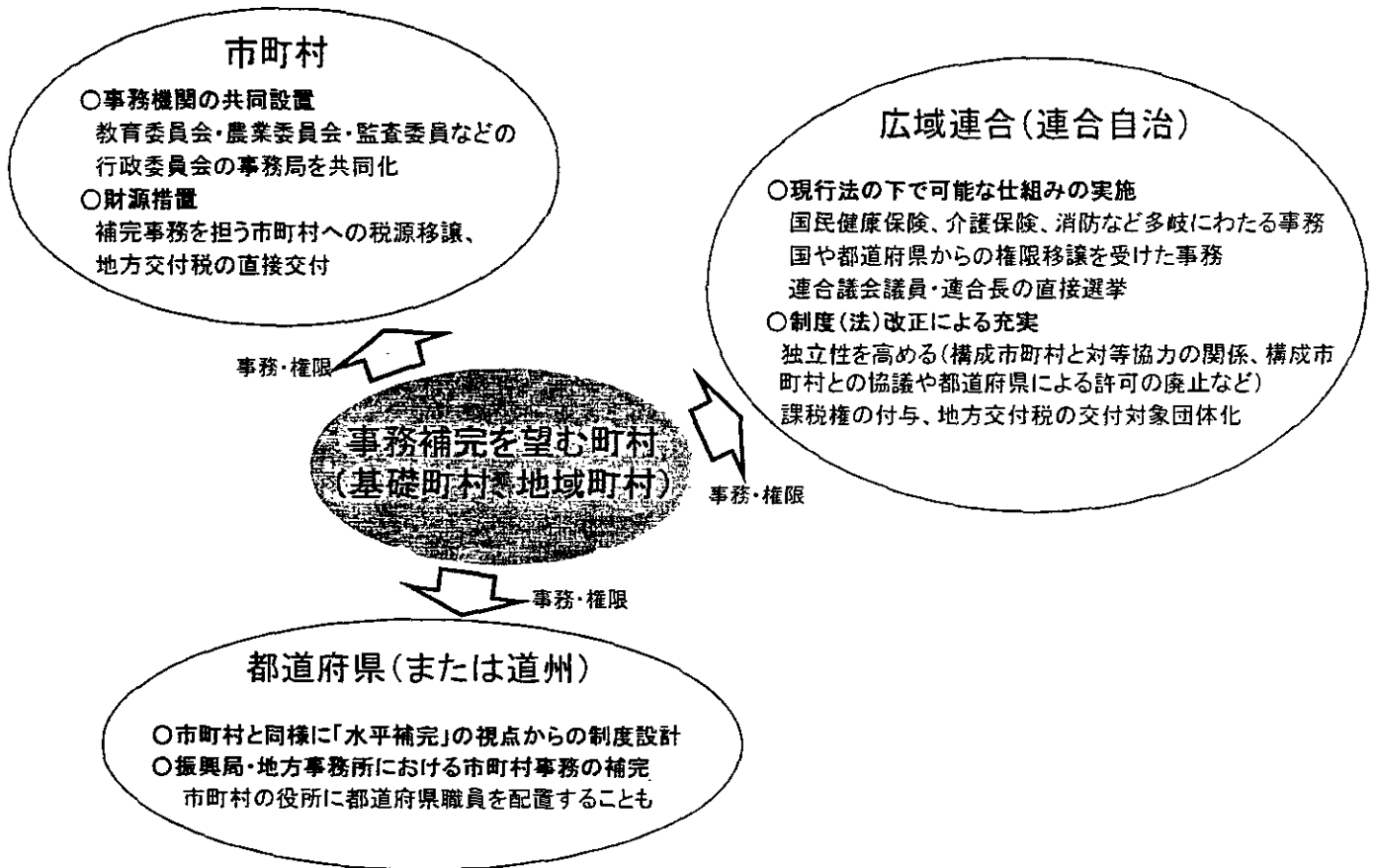
発想を進めると... 3つのタイプの基礎自治のかたちへ



## 小さな自治体 (3タイプの町村)

- 〇 町村を最小単位の自治のかたちととらえ、地域の実情に応じた選択の幅を設ける。  
【ポイント!】人口要件による機械的・強制的な移行や強制合併は行わない
- 〇 自治体としての根幹である予算決定と執行、決算管理などの財政権限はすべてに確保。
- 〇 地域の実情・特性により多様な形態を許容し合う中で、住民主体の自治を進めていく。
- 〇 「内部団体化」は自治機能を失うものであり考慮しない。

# 事務補完制度の充実



# 基礎自治体のあり方について

総務省 自治行政局 市町村課

加藤 主悦  
(総務部 理事官)

## 第29次地方制度調査会の審議項目

### <諮問事項>

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

### <項目>

#### I 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

- 1 基礎自治体のあり方
  - 合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析
  - 基礎自治体の果たすべき役割
  - 今後の基礎自治体の組織・体制・公務員のあり方
  - 小規模市町村に対する方策

#### 2 基礎自治体における住民自治の充実

- 地域自治区等のあり方
- 地域コミュニティのあり方

#### 3 大都市制度のあり方

- 大都市と都道府県との関係等
- 指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

#### II チェック機能の充実

#### 1 監査機能の充実・強化

- 監査委員の独立性の強化(組織、選任方法、OBの就任制限、議選委員のあり方等)
- 監査能力の向上(監査委員の人材確保等)
- 外部監査のあり方

#### 2 議会制度のあり方

- 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策
- 議会制度の自由度の拡大
- 議員定数
- 幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備

#### III 地方税財政制度のあり方等

- 地方税財政制度のあり方
- 首長の多選制限

# 市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,773市町村にまで減少。

	年月	市	町	村	計
明治の大合併 ○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300~500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和の大合併 ○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
平成の大合併 ○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)2月(予定)	783	801	189	1,773

## 市町村合併の進捗状況

平成11年3月31日

**3232**

▲1459

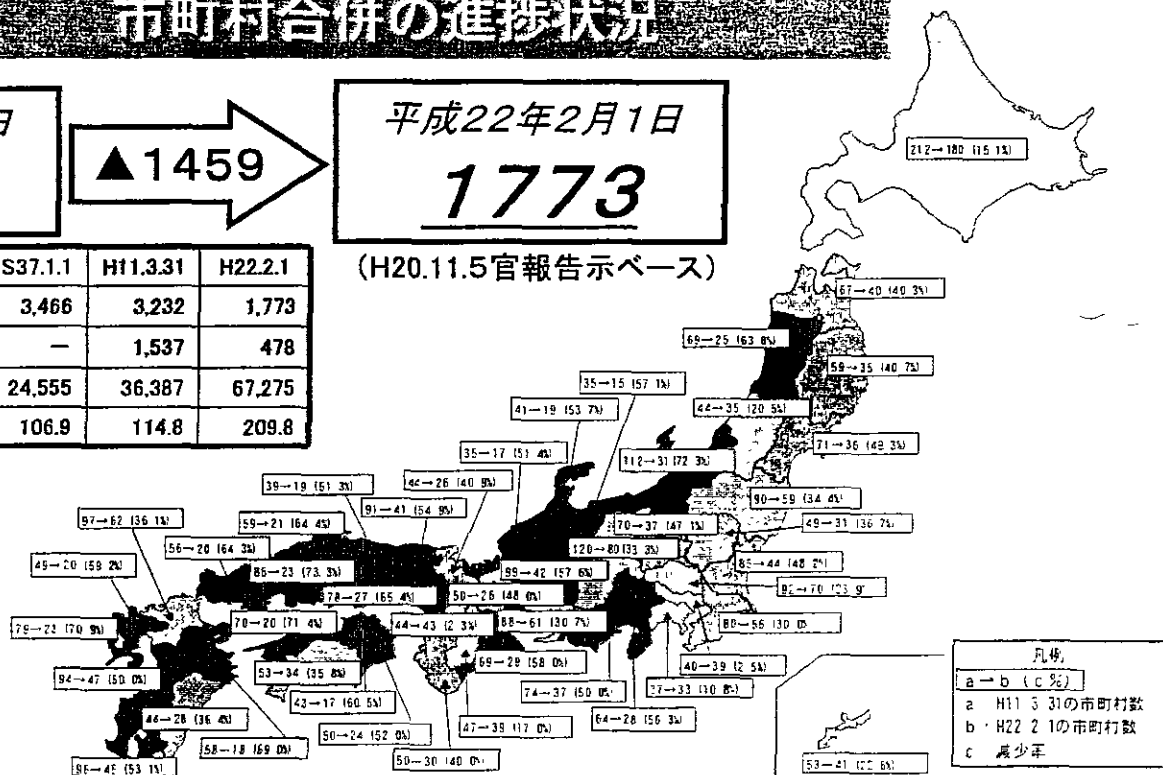
平成22年2月1日

**1773**

(H20.11.5官報告示ベース)

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.2.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,773
人口1万人未満	—	—	1,537	478
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	67,275
平均面積(km <sup>2</sup> )	37.5	106.9	114.8	209.8

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下	32 (81)	49
計	613 (2,072)	1,459



凡例  
 a → b (c%)  
 a: H11.3.31の市町村数  
 b: H22.2.1の市町村数  
 c: 減少率

- 進捗状況は地域ごとに差異
- 人口1万人未満の市町村も478存在
- 市町村合併は相当程度進展

合併新法に基づく更なる市町村合併の推進  
 合併市町村に対する着実な支援

